

東京都板橋区特別育成費（補習費・大学受験料）拡充事業実施要綱

（令和4年3月28日区長決定）

（目的）

第1条 この要綱は、児童養護施設及び自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という。）入所児童等に対する学習塾等費及び大学等受験料を支援し、措置解除後の社会的自立につなげることを目的とする。

（対象者）

第2条 この要綱の対象者は、児童養護施設入所児童及び自立援助ホーム入居児童並びに児童養護施設又は自立援助ホームにおいて社会的養護自立支援事業の対象となっている者のうち高校生等（高等学校、高等専門学校（ただし、入学時より3年を経過するまでとする。）、専修学校（ただし、高等課程に限る。）及び各種学校に通学する者をいう。）であるものとする。

（補助内容）

第3条 学習塾等経費は、児童養護施設等が、前条において規定する対象者について「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号）第4の2に定める表中第1欄（11）特別育成費に対応する第3欄（5）及び（6）の経費について第4欄算式（5）及び（6）に定める補習費保護単価及び補習費特別保護単価を超える額を負担した場合において、それぞれの保護単価を超えた部分についてそれぞれの保護単価と同額を上限として補助を行う。

2 大学等受験料の対象は、学校教育法による大学、高等専門学校、専修学校、各種学校及びその他の法令に定めがある学校の受験料とする。

（経費）

第4条 区は、本事業実施施設に対しては、別に定める基準に基づき必要な経費を支弁する。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。